

## 福島県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

### 1 改正の趣旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく充填設備の許可を受けている液化石油ガス移動式製造設備の製造の許可を受けようとする者から徴収する手数料の額を定めるもの。

### 3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

#### 条文新旧対照表

新		旧	
第1条から第4条まで（略）		第1条から第4条まで（略）	
別表（第1条、第4条関係）		別表（第1条、第4条関係）	
納付しなければならない者	金 額	納付しなければならない者	金 額
1 ア（略）		1 ア（略）	
イ 法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの		イ 法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	
(1) 処理容積が1,000万立方メートル以上の設備	1件につき91,000円	(1) 処理容積が1,000万立方メートル以上の設備	1件につき91,000円
(2) 処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	1件につき75,000円	(2) 処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	1件につき75,000円
(3) 処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備	1件につき60,000円	(3) 処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備	1件につき60,000円
(4) 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	1件につき44,000円	(4) 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	1件につき44,000円

新		旧	
(5) 処理容積が10万立方メートル以上 50万立方メートル未満の設備	1件につき27,000円	(5) 処理容積が10万立方メートル以上 50万立方メートル未満の設備	1件につき27,000円
(6) 処理容積が2万5,000立方メートル 以上10万立方メートル未満の設備	1件につき21,000円	(6) 処理容積が2万5,000立方メートル 以上10万立方メートル未満の設備	1件につき21,000円
(7) 処理容積が5,000立方メートル以上 2万5,000立方メートル未満の設備	1件につき16,000円	(7) 処理容積が5,000立方メートル以上 2万5,000立方メートル未満の設備	1件につき16,000円
(8) 処理容積が1,000立方メートル以上 5,000立方メートル未満の設備	1件につき13,000円	(8) 処理容積が1,000立方メートル以上 5,000立方メートル未満の設備	1件につき13,000円
(9) 処理容積が200立方メートル以上 1,000立方メートル未満の設備	1件につき11,000円	(9) 処理容積が200立方メートル以上 1,000立方メートル未満の設備	1件につき11,000円
(10) 処理容積が100立方メートル以上 200立方メートル未満の設備	1件につき 7,400円	(10) 処理容積が100立方メートル以上 200立方メートル未満の設備	1件につき 7,400円
(11) (1)から(10)までにかかわらず、 <u>液化 石油ガスの保安の確保及び取引の適正 化に関する法律(昭和42年法律第149号) 第37条の4第1項の許可を受けた設備</u>	1件につき 6,000円		
ウ (略) 以下 (略)		ウ (略) 以下 (略)	

附 則  
この条例は、令和6年4月1日から施行する。